## 6 多摩市女と男の平等参画を推進する条例

目次

第1章総則(第1条-第8条)

第2章 基本的施策(第9条—第19条)

第3章 多摩市男女平等参画推進審議会(第20条)

第4章 苦情の処理 (第21条・第22条)

第5章 雑則(第23条)

附則

個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた国内の取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を支柱とする国際的な取組とともに、着実に進められてきました。また、男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。

多摩市でも昭和 61 年に「多摩市婦人行動計画」、平成6年には「多摩市女と男がともに生きる行動計画」を策定して、男女平等の実現、性別による差別の解消をめざしてきました。平成 16年に制定した多摩市自治基本条例には、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うこと、性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障されることの重要性がうたわれています。

このような社会的な取組の結果、男女の在り 方をめぐる人々の考え方は、時代とともに変わってきました。しかし、現実の社会には、固定的 な性別役割分担意識や慣行がなお残っています。 また、一方では、少子化、高齢化、働き方の多様 化に伴う雇用形態間の処遇の格差、配偶者や交際相手からの暴力の深刻化など、新たな課題も 生じてきており、女性はもちろん男性も生きに くいと感じることがみられるようになりました。

多摩市は、多摩ニュータウン開発に伴い急速 に発展してきたという特色があります。一時期 に同世代の転入が集中したことにより、地域活 動・地域交流・市民同士のつながりなどがさら に求められている中で、これまで経験したこと のない少子高齢社会を迎えようとしています。

このような中で、多摩市では、男女が互いに人権を尊重しあい、誰もが個性豊かにいきいきと暮らせる社会、自らの意思によって家庭生活と仕事・地域活動に参画し、責任を分かち合うことのできる社会、すなわち真の男女平等参画社会の実現をめざして、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画社会に関して、その基本理念を定め、多摩市(以下「市」といいます。)、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女平等参画社会の実現に関する施策の基本的事項を定めることにより、この施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、性別による差別的取扱いを含めた諸問題に対応し、もってすべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現することを目的とします。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによります。
  - (1) 男女平等参画社会 男女が平等に政治 的、経済的、社会的及び文化的利益を享受 するとともに、男女が社会の対等な構成員 として、自らの意思によって、あらゆる分 野における活動に参画する機会が確保され、 それによって、男女が共に責任を分かち合 うことのできる、男女平等と自立に支えら れた社会のことをいいます。
  - (2) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいいます。
  - (3) 事業者 営利であるか否かにかかわらず、市内で事業活動を行う個人、法人及び 団体をいいます。
  - (4) その他の団体 事業者以外の市内で活動するすべての団体をいいます。
  - (5) 性別による差別的取扱い 直接差別(性別を理由とする不合理な取扱いをいいます。)及び間接差別(外形的にみたときには性別によって異なる取扱いではないが、一方の性別の人が著しい不利益を被るような基準や慣行でその正当性が認められないも

のをいいます。) をいいます。

- (6) 性的指向 人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向(この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。)をいいます。
- (7) 性自認 自分がどの性別であるかの認識(この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。) のことをいいます。
- (8) 特に困難な状況にある人 固定的な性 別役割分担に起因して困難を抱えている人 (結婚又は出産を理由に仕事を辞め再就職 が困難な母子世帯、仕事と育児の両立が困 難な父子世帯、ひとり暮らしの高齢者、介 護をしている高齢者夫婦のみの世帯及び 親・息子同居世帯等をいいます。)及び外国 人又は障がい者であることに加えて女性で あることで複合的に困難を抱えている人 (日本で暮らす外国人女性、女性の障がい 者等をいいます。)をいいます。
- (9) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野 における活動に参画する機会について、性 別による格差が生じているとみられる場合 に、格差を改善するために、必要な範囲に おいて、当該機会を積極的に提供すること をいいます。
- (10) セクシュアル・ハラスメント 相手の意 に反する性的な言葉、行為、環境等によっ て、相手に不快感若しくは不利益を与える こと又は相手の生活環境を害することをい います。

(基本理念)

- 第3条 市、市民、事業者及びその他の団体は、 次に掲げる基本理念に基づいて男女平等参画 社会の実現に関する施策を推進しなければなりません。
  - (1) すべての人が、個人として尊重され、 性別並びに性的指向及び性自認にかかわら ず、個人の能力及び個性を発揮し、意欲及 び希望に沿って、社会的責任を分かち合う こと。
  - (2) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を受けることなく、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行を解消されること。
  - (3) すべての人が、社会の対等な構成員と

- して、政策又は方針の立案及び決定に参画 する機会を確保されること。
- (4) すべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と仕事及び地域活動を 両立できるようにすること。
- (5) すべての人が、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに 性別に起因する暴力を決してしてはならないこと。
- (6) すべての人が、性別による差別的取扱 い並びに性的指向及び性自認による差別を 含む諸問題について、特に困難な状況にあ る人への配慮をすること。

(市の責務)

- 第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等参 画社会の実現に関して、積極的改善措置を含 む施策を策定し、総合的かつ計画的に実施す るものとします。
- 2 市は、男女平等参画社会の実現に関する施 策のために、必要に応じて、体制の整備を行 い、及び財政上の措置をとるものとします。
- 3 市は、男女平等参画社会の実現に関する施 策の実施にあたり、国及び他の地方公共団体 並びに市民、事業者及びその他の団体と連携 を図り、協力するものとします。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等 参画社会の実現に関する施策への理解を深め るとともに、家庭、学校、地域、職場その他の あらゆる場において、男女平等参画社会の実 現に努めるものとします。
- 2 市民は、市が実施する男女平等参画社会の 実現に関する施策に協力するよう努めるもの とします。
- 3 市民は、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別、セクシュアル・ハラスメント並びに配偶者への暴力その他の性別に起因するあらゆる暴力の根絶に努めるものとします。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女平等参画社会の実現に努め、従業員が仕事と家庭生活及び地域活動との両立を図ることができるような職場環境づくりに努めるものとします。
- 2 事業者は、性別による差別的取扱い、性的 指向及び性自認による差別並びに職場におけ るセクシュアル・ハラスメントの根絶に努め

るものとします。

- 3 事業者は、個人の能力を適正かつ公平に評価するとともに、女性の参画を促進するよう 努めるものとします。
- 4 事業者は、市が実施する男女平等参画社会 の実現に関する施策、調査等に協力するよう 努めるものとします。

(性別等による差別的取扱いと暴力の禁止)

- 第7条 市、市民、事業者及びその他の団体は、 社会のあらゆる場において、性別による差別 的取扱い並びに性的指向及び性自認による差 別を行ってはなりません。
- 2 すべての人は、社会のあらゆる場において、 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への 暴力その他の性別に起因するあらゆる暴力を 行ってはなりません。

(公表される情報への配慮)

第8条 市、市民、事業者及びその他の団体は、 情報を公表する際には、それらの情報が、男女 平等参画社会の実現を阻害し、性別による差 別的取扱い並びに性的指向及び性自認による 差別を助長し、又は暴力的行為を誘発するこ とのないように配慮しなければなりません。

### 第2章 基本的施策

(行動計画)

- 第9条 市は、男女平等参画社会の実現に関す る施策を総合的かつ計画的に推進するための 行動計画(以下「行動計画」といいます。)を 策定しなければなりません。
- 2 市は、行動計画の策定又は変更にあたって は、市民、事業者及びその他の団体の意見を反 映することができるよう必要な措置をとるも のとします。
- 3 市は、行動計画を策定又は変更したときは、 速やかにこれを公表しなければなりません。
- 4 市長は、行動計画の策定又は変更にあたっては、第20条に定める多摩市男女平等参画推進審議会に諮問しなければなりません。

(年次報告)

第 10 条 市長は、前条に定める行動計画の実施 内容及び進捗状況について、年次報告を作成 し、第 20 条に定める多摩市男女平等参画推進 審議会の評価意見を添えて、これを公表しな ければなりません。

(拠点機能の確保)

第11条 市は、男女平等参画社会の実現に関す る施策を実施し、そのための取組を支援する 総合的な拠点機能として、多摩市立TAMA 女性センター条例(平成11年多摩市条例第2 号)第1条に規定する多摩市立TAMA女性 センター(以下「女性センター」といいます。) を位置づけるものとします。

(推進体制)

第12条 市は、男女平等参画社会の実現に関す る施策の調整及び推進を図るための組織体 制を整備するものとします。

(調査研究)

第13条 市は、男女平等参画社会の実現に関す る施策の策定に必要な調査研究並びに情報 の収集及び分析を行うものとします。

(啓発及び普及広報)

第14条 市は、市民、事業者及びその他の団体 に対して、男女平等参画社会の実現に関して 必要な啓発及び普及広報活動を実施するも のとします。

(教育・学習)

第15条 市は、家庭、学校、地域、生涯学習等の場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女平等参画社会の実現に向けた教育及び学習が行われるよう努めるものとします。

(性と生殖に関わる権利と健康)

- 第 16 条 市は、個人がそれぞれの性を理解し、 及び尊重するとともに、女性と男性が対等な 関係において性に関する適切な自己決定が できるよう、必要な支援を行うものとします。
- 2 市は、女性は妊娠及び出産をする可能性があることに十分配慮するとともに、女性と男性が生涯を通じて健康を保持及び増進できるよう、必要な支援を行うものとします。

(災害に強いまちづくり)

第17条 市は、男女平等参画社会の視点に立っ た災害に強いまちづくりをするものとしま す。

(家庭生活と仕事・地域活動への参画)

第 18 条 市は、すべての人が相互に協力して、 家庭生活並びに仕事及び地域活動に主体的 に参画できるよう、必要な支援を行うものと します。

(市民、事業者及びその他の団体に対する支援)

第19条 市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を実施するとともに、市民、事業者及びその他の団体による男女平等参画社会の実現に関する活動に対して、必要な支援を行

うものとします。

第3章 多摩市男女平等参画推進審議会 (審議会の設置)

- 第 20 条 男女平等参画社会の実現を図るため、 多摩市男女平等参画推進審議会(以下「審議 会」といいます。)を置きます。
- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌します。
  - (1) 第9条第4項に定める市長の諮問に基づく行動計画の策定及び変更の検討に関すること。
  - (2) 第 10 条に定める行動計画の実施内容 及び進捗状況の評価に関すること。
  - (3) 次条に定める苦情の処理に関すること。
  - (4) その他男女平等参画社会の実現に関して必要と認める事項
- 3 前項に定めるもののほか、審議会は、市が 実施する男女平等参画社会の実現に関する施 策について調査、審議又は評価し、必要に応じ て市長に意見を述べることができます。
- 4 審議会は、男女平等参画社会の実現に関し て理解と識見を有する者8人以内の委員(以 下「審議会委員」といいます。)をもって構成 します。
- 5 審議会委員は、市長が委嘱します。
- 6 審議会委員の任期は2年とし、審議会委員 が欠けた場合の後任の審議会委員の任期は、 前任者の残任期間とします。
- 7 審議会委員は、職務上知り得た秘密を漏ら してはなりません。その職を退いた後もまた 同様とします。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織 及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定 めます。

第4章 苦情の処理(苦情の申し出)

- 第21条 市民、事業者及びその他の団体は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策又は男女平等参画社会の実現に影響を及ぼすと認める施策並びに性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別その他の男女平等参画社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項に関し、市に対して、苦情の申し出をすることができます。
- 2 苦情の申し出の窓口は、女性センターに置きます。
- 3 前2項に定めるもののほか、苦情の申し出

- に関して必要な事項は、市長が別に定めます。 (多摩市男女平等参画苦情処理委員)
- 第 22 条 前条に定める苦情について適切かつ 迅速に対応するために、多摩市男女平等参画 苦情処理委員(以下「苦情処理委員」といい ます。)を置きます。
- 2 苦情処理委員は、3人以内とし、審議会委 員の中から、苦情の処理について識見の高い 者を、市長が委嘱します。
- 3 苦情処理委員の任期は、委嘱の日から審議 会委員の任期の終期までとします。
- 4 苦情処理委員は、苦情の処理に関し、苦情の申し出に係る市の施策を実施する機関に対して資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、指導、助言又は是正の勧告を行うことができます。
- 5 苦情処理委員は、苦情の処理に関し、人権 侵害と認める事項があった場合で、必要と認 めるときは、関係者に対しその協力を得て資 料の提出及び説明を求め、又は関係者に意見 を述べることができます。
- 6 苦情処理委員は、苦情の処理に関して必要 があると認めるときは、審議会と連携して苦 情の処理にあたるものとします。
- 7 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏 らしてはなりません。その職を退いた後もま た同様とします。

第5章 雜則

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行し ます。

(審議会委員の任期に係る特例)

2 この条例の規定により最初に委嘱される審議会委員の最初の任期は、第20条第6項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとします。

# TAMA女性七シター条例

平成11年3月31日条例第2号 改正

> 平成13年9月28日条例第24号 平成17年10月3日条例第42号 平成24年3月30日条例第17号 平成27年7月3日条例第42号 令和元年7月5日条例第9号

- 多摩市立TAMA女性センター条例 (設置)
- 第1条 女性の社会的地位の向上及び男女平等 の推進を図り、市民に女性問題に関する学習 の機会並びにその交流及び活動の場を提供し、 もって平等と自立に支えられた男女共同参画 社会の実現に資するため、多摩市立TAMA 女性センター(以下「センター」という。)を 設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多摩市立TAMA女性センター 位置 多摩市関戸四丁目72番地 (事業)

- 第3条 センターは、第1条に掲げる設置目的 を実現するために、次の事業を行う。
  - (1) 女性問題の解決及び男女平等の推進 (以下「女性問題の解決等」という。)を目 的として活動する市民及び市民団体の交流、 諸活動の促進及び支援に関すること。
  - (2) 女性問題の解決等に係る情報、図書及 びその他の資料を収集し、市民の利用に供 すること。
  - (3) 女性問題の解決等に係る市民への啓発 及び訓練並びに市民相談に関すること。
  - (4) 女性問題の解決等に係る調査研究に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、女性問題 の解決等に関し市長が必要と認める事業 (職員)
- 第4条 センターに必要な職員をおく。 (施設)
- 第5条 センターの施設は、次のとおりとする。
  - (1) 活動交流室
  - (2) 相談室
  - (3) ワークショップルーム

2 前項第3号のワークショップルームは、市 民団体が実習又は会議等を行うための施設と する。

(休館日)

- 第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、 これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
  - (1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日。ただし、同日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日にあたるときは、相談室を除き開館するものとする。
  - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29 日から同月31日まで

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から 午後10時までとする。ただし、市長が特に必要 と認めるときは、これを変更することができ る。

(使用承認)

- 第8条 ワークショップルームを使用しようと する市民団体は、あらかじめ市長の承認を受 けなければならない。
- 2 市長は、使用の承認に際して、センターの 管理上必要な条件を付することができる。 (使用の不承認)
- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当す ると認めるときは、ワークショップルームの 使用を承認しない。
  - (1) 建物又は附属物を損傷するおそれがあ るとき。
  - (2) 公序良俗に反するとき。
  - (3) 管理上支障があるとき。
  - (4) その他市長が不適当と認めるとき。 (使用権の譲渡又は転貸の禁止)
- 第10条 第8条の規定によりワークショップル

ームの使用の承認を受けた市民団体(以下「使 用団体」という。)は、使用の権利を譲渡し、 又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ワークショップルームの使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。
  - (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
  - (2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。
  - (3) 災害その他の事故により使用すること ができなくなったとき。
  - (4) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- 2 前項の規定により使用を停止され、又は使 用の承認を取り消されたことにより、使用団 体に損害が生じても、その損害の責は負わな い。ただし、同項第4号による場合について は、この限りでない。

(使用料)

第12条 ワークショップルームを使用しようと する使用団体は、別表に掲げる使用料を納入 しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

- 第14条 既納の使用料は、返還しない。ただし、 市長が特別の理由があると認めるときは、使 用料の全部又は一部を返還することができる。 (原状の回復の義務)
- 第15条 使用団体は、ワークショップルームの 使用を終了したとき、又は第11条第1項第1 号若しくは第2号の規定により使用の承認を 取り消されたときは、直ちに原状に回復しな ければならない。
- 2 使用団体が前項の規定による原状回復の義 務を怠ったときは、当該使用団体に代わって 市長がこれを行い、その費用は、使用団体の負 担とする。

(損害賠償の義務)

第16条 使用団体は、ワークショップルームの 使用に際して、建物その他附属物に損傷を与 えたときは、市長が相当と認める損害額を賠 償しなければならない。ただし、市長がやむを 得ない理由があると認めるときは、その額を 減免することができる。

(営業行為等の禁止)

第17条 センター内において、市長の承認を受けずに営業行為又は寄附募集等をしてはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成11年規則第61号で平成11年9月23日から 施行)

附 則(平成13年条例第24号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。 附 則 (平成17年条例第42号)

この条例は、平成18年7月1日(以下「施行日」 という。)から施行し、この条例による改正後の 多摩市立TAMA女性センター条例の規定は、 施行日以後の使用に係る申請について適用する。

附 則(平成24年条例第17号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行す る。
- 2 この条例による改正後の多摩市立TAMA 女性センター条例の規定は、この条例の施行 の日以後の使用に係る使用料について適用す る。

附 則(平成27年条例第42号) (施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する
- 2 この条例による改正後の多摩市立TAMA 女性センター条例の規定は、この条例の施行 の日以後の使用に係る使用料について適用する

附 則(令和元年条例第9号) (施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多摩市立TAMA 女性センター条例の規定は、この条例の施行 の日以後の使用に係る使用料について適用す る。

施設名 午前 ワークショ 610円 ップルーム

別表(第12条関係)

单位別使用料 午後 夜間 全日 820円 820円 2,250円

### 備考

- 各単位の使用時間は、午前は午前9時 から正午まで、午後は午後1時から午後 5時まで、夜間は午後6時から午後10時 まで、全日は午前9時から午後10時まで とする。この場合において、午前及び午後 又は午後及び夜間の2単位を使用すると きは、その間引き続き使用できるものと する。
- 使用料は、市内に在住、在勤又は在学す る者が過半数を占める団体が使用する場 合の料金とし、それ以外の団体が使用す る場合は規定使用料の倍額とする。
- 単位使用時間を超えた場合は、超過時 間が30分以上1時間未満のときは使用す る単位使用時間の規定使用料の2割相当 額、1時間以上2時間未満のときは5割 相当額、2時間以上3時間未満のときは 8割相当額を加算する。
- 4 前項の規定により算定した額に10円未 満の端数が生じた場合は、その端数を切 り捨てる。

8

## 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正:平成11年12月22日法律第160号

平成13年1月6日 施行

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と 法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向け た様々な取組が、国際社会における取組とも連動 しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努 力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟 化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応 していく上で、男女が、互いにその人権を尊重し つつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、そ の個性と能力を十分に発揮することができる男 女共同参画社会の実現は、緊要な課題となってい る。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の 対等な構成員として、自らの意思によって社 会のあらゆる分野における活動に参画する 機会が確保され、もって男女が均等に政治的、 経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ とができ、かつ、共に責任を担うべき社会を 形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人 としての尊厳が重んぜられること、男女が性別 による差別的取扱いを受けないこと、男女が個 人として能力を発揮する機会が確保されるこ とその他の男女の人権が尊重されることを旨 として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮) 第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、 社会における制度又は慣行が、性別による固定 的な役割分担等を反映して、男女の社会におけ る活動の選択に対して中立でない影響を及ぼ すことにより、男女共同参画社会の形成を阻害 する要因となるおそれがあることにかんがみ、 社会における制度又は慣行が男女の社会に お ける活動の選択に対して及ぼす影響をできる 限り中立なものとするように配慮されなけれ ばならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成 する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、 子の養育、家族の介護その他の家庭生活におけ る活動について家族の一員としての役割を円 滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行う ことができるようにすることを旨として、行わ

第 資4 料章

れなければならない。

(国際的協調)

- 第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際 社会における取組と密接な関係を有している ことにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、 国際的協調の下に行われなければならない。 (国の責務)
- 第八条 国は、第三条から前条までに定める男女 共同参画社会の形成についての基本理念(以下 「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参 画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善 措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及 び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施 策に準じた施策及びその他のその地方公共団 体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実 施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他 の社会のあらゆる分野において、基本理念にの っとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよ うに努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上 又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画 社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策について の報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参 画社会の形成の状況を考慮して講じようとす る男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策を明らかにした文書を作成し、これを国会に 提出しなければならない。

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に 関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な 推進を 図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参 画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を 聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決 定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基 本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変 更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を 勘案して、当該都道府県の区域における男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策につい ての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参 画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期 的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促 進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府 県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の 区域における男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策についての基本的な計画(以下 「市町村男女共同参画計画」という。)を定める ように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画 社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策 を策定し、及び実施するに当たっては、男女共 同参画社会の形成に配慮しなければならない。 (国民の理解を深めるための措置)
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を 通じて、基本理念に関する国民の理解を深める

よう適切な措置を講じなければならない。 (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策又は男女共同参 画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施 策についての苦情の処理のために必要な措置 及び性別による差別的取扱いその他の男女共 同参画社会の形成を阻害する要因によって人 権が侵害された場合における被害者の救済を 図るために必要な措置を講じなければならな \ \

### (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男 女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する 調査研究その他の男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策の策定に必要な調査研究を 推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際 的協調の下に促進するため、外国政府又は国際 機関との情報の交換その他男女共同参画社会 の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推 進を図るために必要な措置を講ずるように努 めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援) 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策及び民 間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に 関して行う活動を支援するため、情報の提供そ の他の必要な措置を講ずるように努めるもの とする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下 「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさど る。
  - 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第 三項に規定する事項を処理すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又 は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社 会の形成の促進に関する基本的な方針、基本 的な政策及び重要事項を調査審議すること。
  - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、 必要があると認めるときは、内閣総理大臣及 び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策の実施状況を監視し、及 び政府の施策が男女共同参画社会の形成に 及ぼす影響を調査し、必要があると認めると きは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、 意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内 をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充て る。
- 2 議長は、会務を総理する。 (議員)
- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充て る。
  - 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、 内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識 見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任 命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議 員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか 一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数 の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。 (議員の任期)
- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、 二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前 任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されること ができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するた めに必要があると認めるときは、関係行政機関 の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他 の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な 協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に 必要があると認めるときは、前項に規定する者 以外の者に対しても、必要な協力を依頼するこ とができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の 組織及び議員その他の職員その他会議に関し 必要な事項は、政令で定める。

第 資4 料章

附 則 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (男女共同参画審議会設置法の廃止)
- 第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法 律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参 画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」とい う。)第一条の規定により置かれた男女共同参 画審議会は、第二十一条第一項の規定により置 かれた審議会となり、同一性をもって存続する ものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 五条第一項の規定により定められた男女共同 参画審議会の会長である者又は同条第三項の 規定により指名された委員である者は、それぞ れ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項 の規定により審議会の会長として定められ、又 は同条第三項の規定により審議会の会長の職 務を代理する委員として指名されたものとみ なす。
- 附 則(平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第 三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十 条の規定公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、 法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農 林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働 省、建設省又は自治省(以下この条において「従 前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭 和二十三年法律第百二十号) 第八条の審議会等 の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委 員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを 除く。)である者は、別に辞令を発せられない限 り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行 後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産 業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条 において「新府省」という。) 又はこれに置かれ る部局若しくは機関のうち、この法律の施行の 際現に当該職員が属する従前の府省又はこれ に置かれる部局若しくは機関の相当の新府省 又はこれに置かれる部局若しくは機関として 政令で定めるものの相当の職員となるものと する。

(別に定める経過措置)

- 第三十条 第二条から前条までに規定するもの のほか、この法律の施行に伴い必要となる経過 措置は、別に法律で定める。
- 附 則(平成一一年一二月二二日 法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、 平成十三年一月六日から施行する。